



基安安発 1107003 号
平成 15 年 11 月 7 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

性能検査代行機関の登録機関化に伴う性能検査の取扱いについて

平成 15 年 7 月 2 日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（以下「公益法人整備法」という。）の制定により、労働安全衛生法が改正され、性能検査の実施主体が現行の「労働基準監督署長又は性能検査代行機関」から「登録性能検査機関」に移行し、労働基準監督署長（以下「署長」という。）が性能検査を行えるのは天災等の緊急の事態により登録機関の業務が困難となった場合等に限定されることとなった。

公益法人整備法の施行日は平成 15 年度中の政令で定める日とされており、現在その準備を進めているところであるが、公益法人整備法制定の趣旨を踏まえ、同法施行後は全ての性能検査を登録性能検査機関による実施とすることを予定している。

ついては、今後の円滑な性能検査の実施を確保するため、これまで署長の性能検査を受検していた貴局管内の事業場（以下「受検事業場」という。）に対し、下記事項について、周知に努められたい。

記

- 1 公益法人整備法の施行日以降に性能検査対象機械等の検査証の有効期間が満了する場合には、登録性能検査機関が当該検査を行うこととなるため、受検事業場は、登録性能検査機関に対し性能検査の受検申請を行う必要があること。
- 2 登録性能検査機関による検査においては、検査手数料に加え、通常旅費等の支払いが必要となること。

【参考】

○改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（検査証の有効期間）

第四十一条 （略）

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

（労働基準監督署長による性能検査の実施）

第五十三条の二（第五十三条の三の準用規定で読み替えたもの）

労働基準監督署長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による性能検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録性能検査機関に対し性能検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録性能検査機関が天災その他の事由により性能検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、当該性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（第二項 略）